

太陽電池発電設備（小規模事業用電気工作物）に接触防止・立入防止措置を義務化

■法令改正について

FIT 制度（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）の開始以降、低圧の太陽電池発電設備が急増していますが、それに伴い災害等による太陽光パネルの破損事故も増加しています。これまで電気事業法では、低圧の太陽電池発電設備については、高圧以上の太陽電池発電設備と比較して感電等の電氣的危険性が低いとされ、高圧以上の設備で求めていた接触防止・立入防止措置を義務付けていませんでした。しかし、実際の状況を踏まえ、今回から低圧（小規模事業用電気工作物に該当するものに限る）の太陽電池発電設備にも接触防止・立入防止措置を義務付けることにしました。それに伴い、令和 6 年 4 月 1 日付けで「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」および「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」の一部改正が公布されました。また、「発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈（20210317 保局第 1 号）」および「発電用風力設備の技術基準の解釈（20140328 商局第 1 号）」の一部改正も、令和 6 年 4 月 1 日付けで行われましたのでお知らせいたします。

本規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行されます（施行の際現に施設し、又は施設に着手した電気工作物については、従前の例による）。

■制度の概要

(1) 太陽電池発電設備の接触防止・立入防止措置について

太技省令第 3 条の後に、第 3 条の 2 を新設し、接触を防止するための措置として

- 太陽電池発電設備が危険である旨の表示
- 接近するおそれがないような措置の実施

を求めることとする。

なお、太技省令の改正に併せて、太技解釈の改正を行い、上記太技省令で規定した接触を防止するための措置の一例として、

- さく、へい等の設置
- 出入口に立ち入りを禁止する措置
- 出入口に施錠を行う等の出入りを制限する措置

や、さく、へい等の設置が困難な場合には、機械器具を地表上 2 m 以上の高さに施設するべきことを規定する。

(2) 太陽電池発電設備及び風力発電設備の範囲の適正化について

太陽電池発電所及び風力発電所の定義を「一般用電気工作物又は小規模事業用電気工作物ではない太陽電池発電設備／風力発電設備」から「小規模発電設備ではない太陽電池発電設備／風力発電設備」に改正を行うこととする。

なお、太技省令及び風技省令の改正に併せて、太技解釈及び風技解釈についても同様の改正を行うこととする。

(3) 風力発電設備の落雷対策のための技術基準解釈の改正について

風技解釈において、風技省令第 5 条第 3 項に規定する「雷撃から風車を保護するような措置」に関する具体的な要件の改正を行うこととする。

- [発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令](#)
- [発電用風力設備に関する技術基準を定める省令](#)
- [発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈の一部を改正する規程（PDF 形式：126KB）](#)
- [発電用風力設備の技術基準の解釈の一部を改正する規程（PDF 形式：531KB）](#)